

# 山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）の構築・運用ガイドライン案の整備方針について

山形県みらい企画創造部総合交通政策課



# 1. 公共交通オープンデータ活用研究会について

---

## (1) 山形県地域公共交通情報共有基盤 (やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム) の課題

- やまがた公共交通オープンデータプラットフォームにデータが揃っていない  
(特に医療、福祉、観光、教育、商業分野のデータが未調整)
- ガイドラインが案のみで利用方法が定まっていない



### 公共交通オープンデータ活用研究会の発足・協議

データ所有者や学識経験者等と協議し、医療、福祉等様々な分野のオープンデータのあり方を検討

※公共交通オープンデータ活用研究会の概要は資料3-2参照

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 第1回公共交通オープンデータ活用研究会

○開催日時

令和3年11月26日 14:00～16:00

○会場

あこや会館

○議題

- ・山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）について
- ・オープンデータについて
- ・やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム・ガイドラインの現状と課題

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第1回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (1) オープンデータプラットフォームの課題に対する整備の方向性

##### ① プラットフォームにデータが揃っていない

⇒データの必要性の再整理とデータ収集の仕組みづくり

＜オープンデータプラットフォームの目的から整備すべきデータを再整理＞

- ・ニーズや活用可能性の明確化
- ・それに応じた必要データの明確化

＜関係者の認識共有とデータ提供システムの構築＞

- ・活用可能性から見たデータの重要性の認識共有
- ・データ保有者がルーティンとしてデータ提供できる仕組みの構築

＜オープンデータの整備に係るボトルネックの洗い出しと解決方法の模索＞

- ・必要なデータの電子化、収集、更新、提供等に係る労力と分担
- ・個人情報、企業情報の整理
- ・行政機関以外の保有データの収集方法

＜活用可能性等を踏まえた協力依頼＞

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第1回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

- ② 利用方法が定まっていない  
⇒安心してデータ提供できる環境整備

#### <データ保有者・ガイドラインの整備>

- ・利用方法の明確化、これに応じた取扱いの明確化
- ・情報の性格に応じた配慮（個人情報、企業情報）の視点
- ・データ収集目的外への留意
- ・データ保有者に対する配慮（データ提供・更新に係る事務量等）

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第1回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (3) 主な意見

- 小さな事業者からのデータ提供は難しい。
- 取り扱うデータの更新頻度、即時性が重要。
- データフォーマットや収集内容が学校（病院）毎でバラバラ。
- データ保有者にメリットがわかるよう先進事例を示してほしい。
- 広域的な公共交通ネットワークを構築するにあたって、病院や学校のODデータが必要。
- 観光情報のオープンデータ化事例は全国的に少ない。
- マンパワーの問題によりデータの収集、加工、更新が難しい。事務局で対応してほしい。 …etc

#### (4) 第2回の方針

- 第2回までに各分野のデータ提供可否やデータ提供等に係る個別の課題・意見等を集約
- 意見等を踏まえ、オープンデータプラットフォームやガイドラインの整備方針を改めて提示

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 第2回公共交通オープンデータ活用研究会

○開催日時

令和3年12月21日 10:00～12:00

○会場

県庁1001会議室（オンライン併用）

○議題

- ・(株)駅探との業務連携によるバスの混雑状況予測実証実験について
- ・やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム及びガイドラインの課題と整備の方向性について

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (1) データ収集・提供における課題・意見

- 県（事務局）としてどのようなデータを収集するか
- 年齢区分は基準日を示すと提供する側で迷わない
- 収集目的や取得先のメリットを明確化して提供依頼をすべき
- 民間とのチャンネルがない、人員不足等のため収集できない
- 民間からの収集は事務局で行うべき
- 総合支庁や市町村からデータの有無を確認してはどうか
- ODデータをオープン化すると多方面で活用される
- 代替データなら提供できる
- 収集する際のデータ集計・加工をだれがどの時点で行うか
- 集計項目が取得先で異なる可能性があるため、フォーマットを示し、提供できる範囲内で、提供できる形式で受けるべき
- 既に（オープン）データを公表しているため、リンクを貼るだけでよいのでは
- データにより季節変動がある場合は年単位ではなく細かい単位のデータが必要ではないか

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (2) データ収集・提供における整備の方向性

- ① データ収集の目的やデータ提供者のメリット等の明確化
  - 新たに必要なデータを収集する際は、地域公共交通の利便性向上を中心とした目的を明確化し、データ保有者に依頼する。
  - 必要なデータを活用したサービスや研究
- ② データの収集難易度で優先度を設定
  - 以下の分類で収集し、段階的にプラットフォームの充実を図る
    - (A) データ所管課・民間企業等が既にデータを保有しているデータ  
= 収集必須、かつ、短期的集めるデータ
    - (B) ・ データ所管課未保有、民間企業等が保有しているデータ  
・ データ所管課未保有、代替データあり  
= 収集努力、かつ、中期的に集めるデータ
    - (C) ・ データ所管課未保有、民間企業等未保有データ  
・ データ所管課未保有、代替データなし  
= 収集必要性を改めて検討、長期的に集めるデータ

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (2) データ収集・提供における整備の方向性

##### ② データの収集難易度で優先度を設定

- 収集するデータ項目や当該データの基準日等は既存の収集項目、基準日を尊重しつつ、必要に応じてデータ保有者と協議のうえ設定する。
- 所有していないデータは、可能な範囲で所管課や総合支庁、市町村の協力のもと、データの有無を確認しながら収集に努める。
- 事務量増大に伴うマンパワーに懸念がある場合は、上記に依らず、例えば所管課や市町村からデータ保有者のリストの提供を受け、事務局においてデータを収集する。
- 移動需要を把握できる最低限のODデータの取得や、代替可能な統計データ等の取得
  - ・ 潜在的な人的流動を把握するための基礎データとして、各分野の居住地データを中心に収集する。
  - ・ 取得が困難、存在しないデータの場合であっても、移動需要の傾向を推計できるよう、統計データや、個人情報等を削除した上での当該統計元データ、ICカードの定期券情報等を収集する。

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (2) データ収集・提供における整備の方向性

##### ③ データ項目のフォーマットやデータ形式の調整

- 新たにデータを取集する際は、事務局がデータ保有者と協議のうえデータ項目やフォーマットを定める。
- 既存データの場合は、データ保有者が事務局の依頼に基づき必要に応じてデータのフォーマットやデータ形式を調整する。
- ただし、人員不足等対応できない場合は事務局で調整する。

##### ④ 公開されているデータは既存ページを尊重

- 既にデータ保有者が公開しているデータについては、データの提供を受けず、プラットフォームにリンクを貼る。
- この場合、データ保有者が当該データを公開・更新した場合は更新日を事務局に報告する。
- 事務局はプラットフォームに更新情報を公開する。

##### ⑤ サービス等のニーズに応じてデータ収集を柔軟に対応

- データ収集に当たっては既存の収集頻度やメッシュ、基準での集計を基本としつつ、データ利用者のニーズにより、個別対応していく。

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (3) データ更新における課題・意見

- データ更新した都度提供可能である
- 年度単位だと提供しやすい
- 更新頻度によっては負担感が増し提供
- 更新を忘れないよう配慮が必要
- 定期的な情報更新は行っていない
- 年1回収集のため、その間データ更新があっても対応できない

#### (4) データ更新における整備の方向性

##### ① データ毎に適切な更新時期の設定

- 原則、データ保有者で収集・集計・公表等した時期に合わせてプラットフォームの情報を更新する。

##### ② 事務局からの更新時期通知

- 適切にデータ更新が行われるよう、事務局においてデータ保有者に対し、あらかじめ定められた更新期の1か月前に通知する。

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (5) 個人情報・企業情報における課題・意見

- 個人情報・企業情報の取扱いが未整備
- 個人情報が含まれるデータを収集する際のデータ集計・データ加工をだれがどの時点で行うか。
- 個々のデータを提供する場合、個人情報削除等データ加工が必要になり協力が得られない可能性がある（協力は極めて困難である）
- 個人情報にアクセスできる職員を限定しているため提供できない
- 個人情報を提供するためには事前に同意を得る必要があり、その説明・意見集約は困難である
- 民間企業は経営上の情報は公表しない
- 民間企業が所有しているデータの個人情報等有無を確認する必要がある。

### 3. 個人情報・企業情報における課題・意見と整備の方向性

#### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (6) 個人情報・企業情報における整備の方向性

##### ①個人情報・企業情報の定義・取扱いの明確化

- 個人情報は、「山形県個人情報保護条例」に準じた取扱いとする。
- 企業情報は、民間企業（団体、個人事業主を含む）が自ら公開している、またはプラットフォームで提供することに同意を得ている情報以外の情報とする。

##### ②データは原則個人情報等を削除のうえ提供

- ただし、後述する事前にプラットフォームで公開することに同意を得ている場合や、データ保有者と事務局間における協議が整っている場合はこの限りではない。
- データ収集先の負担とならないよう、個々のデータを収集する際は個人情報の削除等の作業方法やデータの保管先など事務局と協議の上決定する。

##### ③事前同意の徹底

- 個人情報、企業（民間）情報は、事前事後問わず、プラットフォームにおいて公開・開示することに同意したもののみを扱う。

##### ④二次利用を制限する運用ルールを設定

- 二次利用を制限することにより開示することに同意されたデータについては、守秘義務の順守や違反した場合のペナルティなど厳格な運用ルールを設け、適切に運用し、開示していく。

（資料3-3参照）

## 2. 公共交通オープンデータ活用研究会の協議経過

---

### 【第2回公共交通オープンデータ活用研究会における協議経過】

#### (7) 第3回の方針

- オープンデータプラットフォームに備え付けるデータについて、データ保有者とデータ項目や提供方法等を個別に調整し、その内容を確認する。
- ガイドラインについては、第2回で了承いただいた整備の方向性を踏まえた案を作成し、最終確認を行う。

### 3. 今後のスケジュール

---

- 令和4年1月31日（本日）  
「第3回山形県地域公共交通活性化協議会」
  - ・山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム）の構築・運用ガイドライン案の整備方針について
  
- 令和4年2月14日  
「第3回公共交通オープンデータ活用研究会」
  - ・山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドライン案について
  
- 令和4年3月中旬  
「第4回山形県地域公共交通活性化協議会」
  - ・山形県地域公共交通情報共有基盤の構築・運用ガイドラインの策定について